

大阪公立大学医学部附属病院職員早期退職規程

制 定 平成 31. 4. 1 規程 145

最近改正 令和 8. 2. 1 規程 25

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 27 条の規定に基づき、公立大学法人大阪（以下「法人」という。）に雇用され大阪公立大学医学部附属病院に勤務する職員の早期退職に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業規則第 2 条に規定する職員をいう。
- (2) 早期退職制度 法人における人事の刷新及び業務能率の向上を図るため、就業規則第 26 条に規定する定年による退職の日から一定の期間前までに自らの意思により退職する制度をいう。

(対象)

第 3 条 早期退職制度の対象となる職員は、退職を希望する年度の末日における年齢が、55 歳以上である者とする。ただし、退職願を提出する日又は退職の日に就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の事由により休職となっている者を除く。

(退職の日)

第 4 条 早期退職制度による退職の日は、所定の退職願を提出した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

- 2 早期退職制度により早期退職を希望する職員は、前項に定める退職の日の 3 月前までに退職願を提出しなければならない。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、早期退職に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4. 3. 31 規程 485）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 3. 31 規程 88）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5. 8. 31 規程 191）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8.2.1 規程 25）

- 1 この規程は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 当分の間、この規程による改正後の大阪公立大学医学部附属病院職員早期退職規程第 3 条の規定の適用において、同条中「55 歳」とあるのは、「50 歳」とする。